

旭川市宿泊税の考え方について

令和6年11月

旭川市観光スポーツ部観光課

○ 観光振興のための新たな観光財源の確保策・検討の経過

- ・ 令和5年8月 市長から旭川市中小企業審議会に対し諮問
- ・ 令和5年10月 第1回検討部会開催
- ・ 令和5年12月 第2回検討部会開催
- ・ 令和6年1月 宿泊事業者（旭川ホテル旅館協同組合）との意見交換会
- ・ 令和6年3月 第3回検討部会開催
第4回検討部会開催
- ・ 令和6年4月 旭川市中小企業審議会より，答申書を市長に手交
- ・ 令和6年7月 市内宿泊事業者向け説明会を開催
- ・ 令和6年8月 市内宿泊事業者及び来訪者，宿泊者に対するアンケート実施
- ・ 令和6年9～10月 宿泊税制度の考え方（案）についての意見提出手続実施
- ・ 令和6年10月 旭川ホテル旅館協同組合から要望書を受領
- ・ 令和6年11月 旭川ホテル旅館協同組合に対し要望に対する回答書を手交

※検討の経過につきましては，観光課ホームページでも公開しています。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kankou/2300/d080079.html>



○ 検討部会における答申の概要について

観光関連産業は裾野が広く経済波及効果が高いことから、振興を図ることで地域経済の活性化につながる重要な産業であるが、本市においては観光振興に取り組むにあたって以下のような課題を抱えている。

◆旭川市の観光の現状と課題

- ・ 来訪者数に比べて宿泊客が少ないことから、通過型の観光スタイルの人が多い
- ・ 夏季の繁忙期に比べ主に冬季の閑散期との差が大きい

◆旭川市の財政状況と課題

- ・ 少子高齢化が進み、扶助費などの義務的経費が増加＝財政の硬直化が見込まれる
- ・ 恒常的に必要な財源が不足しており、安定的な財源の確保に課題がある



将来にわたって本市経済の活性化を図るためには、新たな財源を確保し活用することで観光行政上の課題を解決し来訪者を増加させ、さらに来訪者を増やすためのサービス提供に活用するという好循環を生み出し、市内消費の拡大や関連産業の活性化につなげ、旭川観光基本方針で定めている目指すべき将来像「旭川市が世界中から訪れたいくなる観光地」への発展を目指す必要がある

そのためには法定外目的税である宿泊税による財源確保が概ね妥当であるが、以下を踏まえて検討すること。

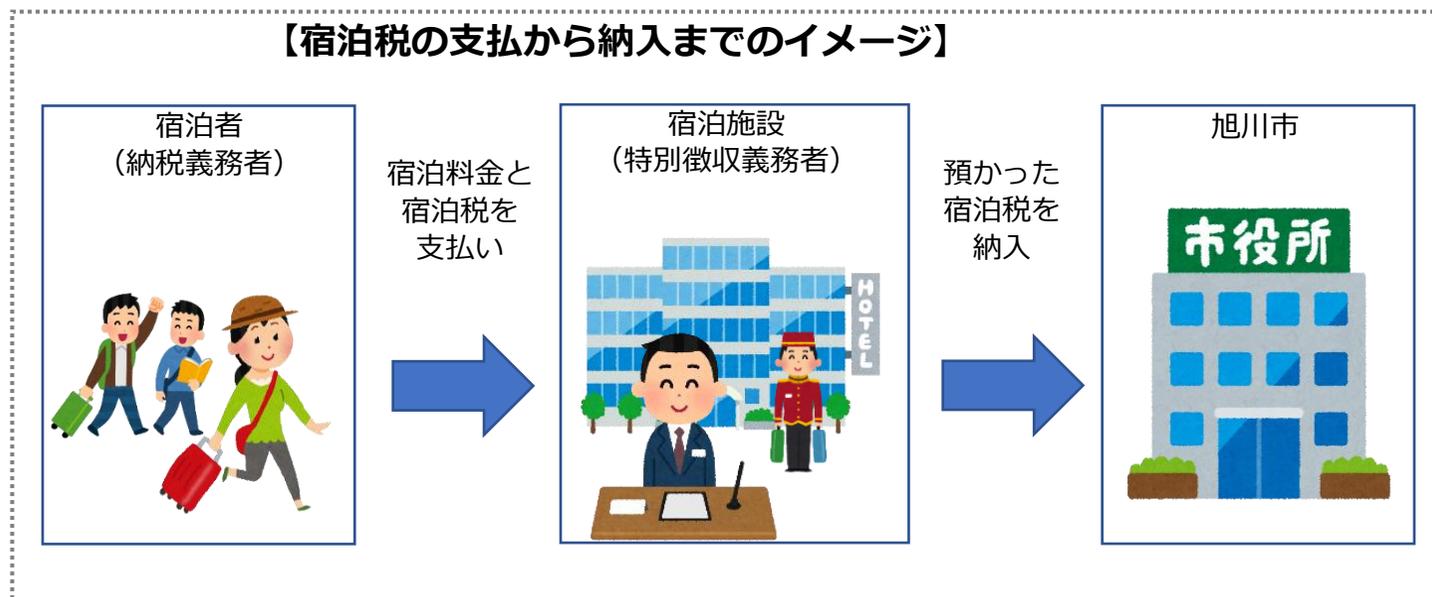
- ・ 宿泊者にわかりやすく事業者の負担を軽減するため簡素な制度とし、支援や補助についても併せて検討するとともに、丁寧な説明により理解を得る努力をすること
- ・ 制度設計や用途の検討に当たっては、宿泊事業者をはじめ観光関連事業者の意見を聴く場を設けるなど公平な制度づくりになるよう取り組むこと

○ 旭川市における宿泊税制度の概要

項目	内容																
① 税目名	宿泊税（法定外目的税）																
② 課税客体	旭川市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル，又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 																
③ 課税標準	上記宿泊施設への宿泊数																
④ 納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者																
⑤ 税率	一人一泊につき200円 【参考】北海道の税率との合計 <table border="1" data-bbox="658 743 1821 982"> <thead> <tr> <th></th> <th>2万円未満</th> <th>2万円～5万円未満</th> <th>5万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旭川市</td> <td colspan="3">200円</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table>		2万円未満	2万円～5万円未満	5万円以上	旭川市	200円			北海道	100円	200円	500円	合計	300円	400円	700円
	2万円未満	2万円～5万円未満	5万円以上														
旭川市	200円																
北海道	100円	200円	500円														
合計	300円	400円	700円														
⑥ 非課税事項	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行やその他学校行事の参加者及び引率者 ・保育所等の施設の行事に参加している3歳以上の幼児及び引率者 																
⑦ 徴収方法	特別徴収																
⑧ 見直しの期間	原則として条例施行後5年ごとに見直しを行う。 ただし、見直しが必要と認められる場合はそれよりも短い期間で行う。																
⑨ 徴収開始時期	令和8年4月（予定）																

■ 旭川市における宿泊税制度について

本市における宿泊税とは、市内に所在する旅館・ホテルや民泊に宿泊した方（納税義務者）に対して課税する制度です。宿泊者の皆様は宿泊した施設に宿泊料と一緒に宿泊税を支払い、宿泊施設は宿泊者から支払われた税を一度お預かりし、納入期限までに本市へ納めていただきます。



※特別徴収とは、納税義務者である個人からではなく特別徴収義務者が代わって税金を預かり納入する仕組みを指し、特別徴収義務者とは特別徴収で税を徴収し、納入する義務を負う方のことを指します。

■ 対象となる宿泊について

旭川市内に所在する、次の宿泊施設への宿泊行為が課税の対象となります。

- ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）

■ 北海道の宿泊税について

現在、北海道においても宿泊税の導入を検討していますが、北海道も宿泊税を導入する場合、宿泊施設（特別徴収義務者）の負担を軽減するため、市・道の宿泊税はまとめて本市に納入する取扱いとします。

■ 税率について

宿泊者にわかりやすく宿泊事業者の負担を軽減するためにも簡素でわかりやすいという点を重視し、一律で宿泊者1人あたり1泊につき200円の宿泊税を徴収します。

なお、道が宿泊税を導入する場合の額を上乗せすると、以下のような金額となります。

自治体	宿泊料金	2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上
旭川市			200円	
北海道		100円	200円	500円
合計		300円	400円	700円

■ 非課税事項について

修学旅行や宿泊研修など、教育課程の一環として実施される学校行事に伴う宿泊について、北海道では公益性を認め課税免除とする予定であることや、宿泊事業者の負担を軽減し宿泊者にとってもわかりやすい制度とするため、本市においても北海道の取扱いに準じて行事に参加する学生やその引率者の課税を免除することとしました。

※課税免除の対象とならない合宿やスポーツ・文化大会等に参加する学生に対しては、本市への誘致促進のため、宿泊税を活用した助成制度などの支援策を行います。

○ 宿泊税の使途について

宿泊税により確保した財源は、旭川観光基本方針に基づいて本市が抱える課題「通過型観光から滞在型観光への転換」「閑散期と繁忙期の入込（宿泊）客数の格差解消」などを解決し、本市への宿泊者を増やすことや、納税者である宿泊者へ還元することを目的とした、新規の取組又は現在の取組からさらに拡充して実施する取組に活用します。

- ・ 使途の明確化を図るため、宿泊税は旭川市観光振興基金に積み立てた上で本市の観光振興を目的とした事業に活用し、その年度に活用した事業の内容と額を公表します。
- ・ 使途の検討に当たっては、特別徴収義務者である宿泊関連事業者などの関係事業者とも協議し、地域のニーズに合わせた事業を構築します。

■ 使途の例（案）

① 来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり

多様なニーズに対応した 受入環境整備	来訪者の多様なニーズに応え、満足度を向上させる取組や、事業者が取り組む環境整備に対して支援を行う （例）宿泊施設等の観光関連施設のユニバーサル化 （バリアフリー化、多言語対応など）に対する支援	
来訪者の利便性向上	本市で快適に滞在するための仕組みを構築する （例）移動利便性の向上、観光案内機能の強化、ガイド人材の確保	
緊急時受入体制の整備	災害時などの緊急時に滞在者が安心して過ごせるよう対策する （例）宿泊施設への防災備蓄物品の整備、災害等緊急時の情報提供網の強化	

② 誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり

<p>閑散期の格差解消に向けた取組</p>	<p>閑散期における宿泊者数を夏季に近づけるための取組 (例) 割引クーポンの発行, 来訪促進キャンペーンの実施</p>	
<p>旭川市ならではの魅力を活かした「滞在したくなる」コンテンツの造成, 支援</p>	<p>本市独自の魅力を活用し, 滞在先に選んでもらえるような仕組みを構築する (例) 朝・夜にしか体験できないコンテンツの造成, 旭川を拠点とした周遊モデル確立, 観光関連施設における高付加価値化への支援, スポーツ合宿等の誘致及び実施支援</p>	
<p>宿泊型旅行商品等の造成に対する支援</p>	<p>本市での宿泊を伴う旅行商品や, 体験型コンテンツを組み合わせた宿泊プランなど, 観光関連事業者などが取り組む本市の魅力を活かした新たな旅行商品の造成に対する支援</p>	

③ 持続可能な観光地づくり

<p>人材不足の解消, 人材育成に対する支援</p>	<p>観光業界の課題である人材不足を解消するための事業や, 事業者の取組に対する支援 (例) デジタルツール導入による省力化への支援, スキル向上等を目的とした研修の開催</p>	
<p>オーバーツーリズム対策</p>	<p>観光客の増加に伴う混雑や迷惑行為などを防止するための取組 (例) 農地や自然環境を維持するための啓発, 施設や交通機関での過集中回避</p>	
<p>緊急時における市内事業者への支援</p>	<p>災害等により突発的に生じた観光需要の落ち込みなどの緊急時に備え, 一定額を基金に積み立てることで, 市内の事業者迅速な支援を実施することによる観光受入体制の維持</p>	

記載されているものはあくまでも制度設計の参考とするための案であり, 実際に行う事業内容につきましては宿泊事業者などの関連事業者との協議や, 市議会の審議を経た上で決定されます。

○ 宿泊税を活用した事業の規模について

■ 旭川市における収入見込額

年間 3 ～ 4 億円程度を想定

- ・ コロナ禍前のピーク（H30推計値） 190万人泊 × 200円 = 3億8千万円
- ・ R5推計値 160万人泊 × 200円 = 3億2千万円

■ 1年当たりの事業費の試算（想定）

使途の内容		見込額	備考
来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり		1億1,000万円	
誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり		1億6,300万円	
持続可能な観光地づくり	事業費	7,300万円	
	基金への積み立て	1,000万円	総額5,000万円を目途に5年で積立
制度運営に伴う経費	特別徴収義務者に対する補助	1,140万円	特別徴収事務等に係る負担の軽減（徴収額の3%で試算）
	制度周知に係る広報費	200万円	制度周知ポスター、リーフレットの発行、広告掲出等
	事務的経費	1,000万円	徴収システム維持・整備費、事務用品など制度運営に必要な事務費

1年当たりの事業費総額

約3億8千万円

※試算は過年度の事業や他都市の事例を参考にした概算により算出しています。

※国・道の補助金や寄附金、クラウドファンディング等の併用も想定しています。

※あくまでも検討の一助とするための案であり、実際に行う事業内容については関連事業者との協議及び議会の審議を経て決定されます。

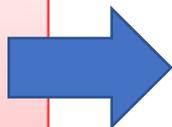
○ 観光振興基金への積立について

用途を明確化するために観光振興のための基金を創設し、積み立てた宿泊税は他の財源と区別し、旭川観光基本方針に基づく観光振興事業の財源として活用できるようにします。また、積み立てて活用することにより、年度をまたぐような長期間の取組にも活用することが可能になります。

観光振興基金

宿泊税

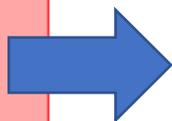
※賦課徴収に必要な
経費を除いた額



○旭川観光基本方針で定める本市が目指すべき将来像「旭川市が世界中から訪れたいくなる観光地へ」を達成するため、新たに取り組む事業や既存事業を拡大して実施するものに充当
○税収を活用し来訪者（宿泊者）に満足していただき、宿泊者の増加につなげ、好循環を生み出すための取組に充当
○5年を目途に5,000万円を積み立て、緊急時における市内事業者への支援に活用

ふるさと納税

直接寄附



○旭川観光基本方針に基づく旭川市の観光振興のための取組に対し、寄附を募る（基金は受け皿として活用）

クラウド ファンディング



○特定の目的を達成するための取組に対し、寄附を募る（基金は受け皿として活用）

○ 宿泊事業者の負担に対する補助について

■ 特別徴収事務に対する交付金

申告・納税や徴収の事務的負担を軽減するために、既に宿泊税を導入している自治体では特別徴収義務者に対して、納期内に納入された税額に対し2.5%~3%程度の交付金（補助金）の交付を行うなどの対応がなされています。

本市においても、先行事例を参考にしながら交付金による負担軽減制度を導入します。

※交付金制度については、北海道においても内容を検討中です。

■ システム改修費等に対する補助金

宿泊税の徴収に伴い、宿泊予約・管理システム等の新規導入や改修などに係る費用について、補助金により支援することを検討します。

※これらの費用に対する補助制度については、北海道においても内容を検討中です。

○ 宿泊税制度導入までの流れ

旭川市宿泊税条例（仮称）につきましては、令和7年第1回旭川市議会に提出する予定です。市議会での可決後に総務省へ協議申請を行い、総務省の同意が得られてから条例を施行することになります。

条例の制定後、制度の周知や宿泊事業者の皆様へ徴収事務の説明などを行う準備期間を設けた後、令和8年4月から課税を開始することを想定しています。